

「第二次滋賀県再犯防止推進計画」(骨子案)について

1 策定の趣旨

- 犯罪をした高齢者や障害のある人の中には、多岐にわたる福祉的支援を必要としている人がおり、福祉的支援があれば再犯に陥らず、社会参加を目指せる人がいる。
- 本県では、平成31年3月に「滋賀県再犯防止推進計画」(令和元年度～令和5年度)を策定し、刑事司法関係機関のみによる取組を超えた国・県・市町・民間協力者等が一丸となった「息の長い」支援等に取り組んできたところ。
- このたび、現行計画が終期を迎えることに伴い、令和4年度に国において策定された第二次再犯防止推進計画において示された国との適切な役割分担を踏まえ、県民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現を図るため、新たな計画を策定する。

2 計画の位置づけ

- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」として、本県における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画

3 計画の期間

令和6年度から令和10年度まで(5年間)

4 スケジュール

(1) これまでの経過

令和5年	6月	滋賀県社会福祉審議会(諮問)
	7月	第1回社会福祉審議会再犯防止推進計画検討専門分科会
	9月	第2回社会福祉審議会再犯防止推進計画検討専門分科会

(2) 今後の予定(案)

	10月	厚生・産業常任委員会(骨子案)
	11月	第3回社会福祉審議会再犯防止推進計画検討専門分科会 滋賀県社会福祉審議会(答申)
	12月	厚生・産業常任委員会(素案) 県民政策コメントの実施
令和6年	3月	厚生・産業常任委員会(計画案・県民政策コメント結果) 計画策定